

支出契約決議書

財務部長	調達課長	課長補佐	調達課専門職員	調達第一係長

会計年度：平成 28 年度

起案日	平成 29 年 1 月 31 日
-----	------------------

			財務課専門職員	担当者

起案番号	16-01-534
------	-----------

契約日	平成 29 年 1 月 31 日	件名	人事・労務管理制度構築に伴うコンサルティング業務
-----	------------------	----	--------------------------

別紙契約書（案）のとおり契約締結してよろしいか伺います。

業務委託契約書

件名 人事・労務管理制度構築に伴うコンサルティング業務

委託代金額 別紙のとおり

国立大学法人東北大学 理事 仙良彦（以下「甲」という。）と、石崎・山中総合法律事務所 弁護士 石崎信憲（以下「乙」という。）との間において、上記委託代金額で次の条項によって契約を結ぶものとする。

- 第1条 甲は乙に対し、別紙仕様書に記載の業務を委託し、乙はこれを受託するものとする。
- 第2条 業務の実施場所は、東北大学本部事務機構が指定する場所とする。
- 第3条 契約期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。
- 第4条 乙は、業務実施の内容を記載した業務報告書を毎月末締めで取りまとめ、東北大学人事企画部人事給与課労務管理係に送付するものとする。
- 第5条 委託代金の支払いは毎月払いとし、甲が乙の適法な請求書を受理した月の翌月25日までに1回に支払うものとする。
- 第6条 委託代金の請求書は、別紙の各項目の単価に実績数を乗じて算出した内訳書を添付し、東北大学財務部調達課開発第二係に送付するものとする。
- 第7条 乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 第8条 乙が故意又は過失、その他乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 第9条 乙は、この契約により生ずる権利または義務を、甲の書面による承諾を得ずして、第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 第10条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、及び契約の締結又は履行について不正な行為があったときは、本契約を解除することができる。
- 第11条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人東北大学が定めた役務提供請負契約基準によるものとする。
- 第12条 この契約に関する訴えの管轄は、東北大学所在地を管轄区域とする仙台地方裁判所とする。
- 第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

平成29年 1月31日

甲 宮城県仙台市青葉区片平二丁目1番1号
国立大学法人東北大学 理事 仙 良

乙 東京都中央区八重洲二丁目8番7号
石崎・山中総合法律事務所 弁護士 石 崎 信 憲

別紙

支 払 内 訳

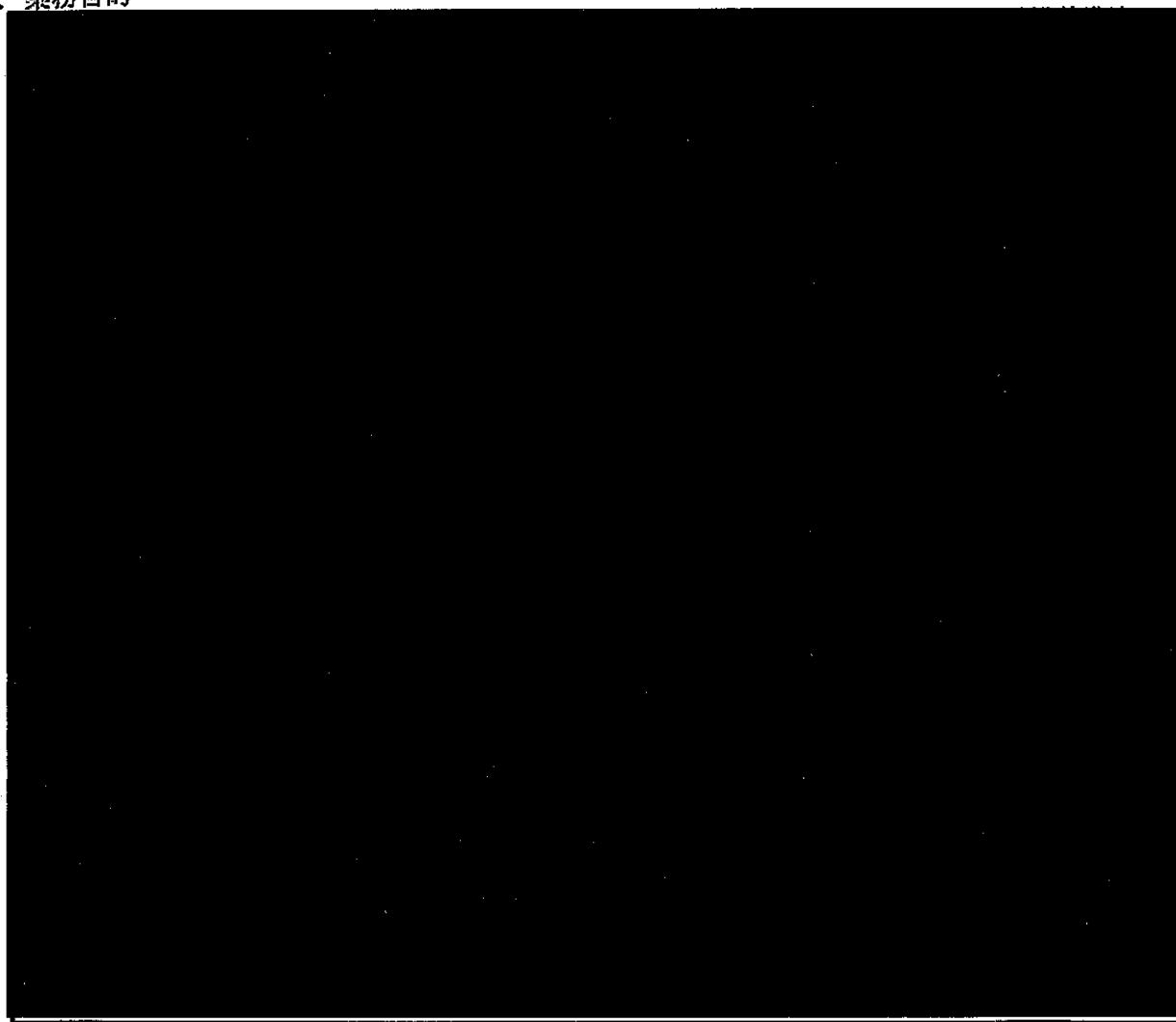
項目	単位	金額	うち消費税額及び地方消費税額	備考
1. コンサルティング業務	1月当たり			
2.				
3. [REDACTED] 交通費	1人1回当たり	23,490円	1,740円	東京↔仙台往復 (仙台市内交通費を含む)

仕様書

1. 件名

人事・労務管理制度構築に伴うコンサルティング業務

2. 業務目的



3. 業務期間 平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日

4. 業務内容



[REDACTED]

5. 業務完了報告

- 1) 受託者は、毎月の業務が完了したときは、速やかに、受託者所定の報告書を4. 2) に示す場所に提出すること。
- 2) 業務報告書の提出場所は以下のとおりとする。

宮城県仙台市青葉区片平2-1-1
本学人事企画部人事給与課労務管理係

6. その他

- 1) 受託者は、業務実施に当たり知り得た情報を業務以外の目的に使用し、又は、第三者に漏えいしてはならない。
- 2) この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の間で協議して定めるものとする。

平成 29 年 1 月 31 日

国立大学法人 東北大学 御 中

石崎・山中総合法律事務所

弁護士 石 崔 信

御 見 積 書

以下のとおり御見積り申し上げます。

弁護士報酬金として（但し内訳は別紙の通り）

請求額

金. 3, 521, 880円

(税込予定額)

以 上

契 約 同

整理番号

16-01-534

起案	平成29年(月25日)	決裁	平成29年(月3日)	部局名	本部事務機構
財務部長				財務課専門職員	
	調達課長	調達課長補佐	調達課専門職員	調達第一係長	
	(曾根)	(○)			

下記により見積書を徵取し、契約を締結してよろしいか伺います。

記

件 名	人事・労務管理制度構築に伴うコンサルティング業務
契約方法	随意契約 契約事務取扱細則第40条第1号 適用
予定価格	別紙のとおり
財源等	大学運営資金
契約期間	平成29年 4月 1日 ~ 平成30年 3月31日
相手方	石寄・山中総合法律事務所
現場説明 日時 場所	
見積合せ 日時 場所	
契約保証金	全額免除(会計規程第44条第1項ただし書・契約事務取扱細則第51条第4号 適用)
契約書案	別紙のとおり
備考	

業務委託契約書（案）

件 名 人事・労務管理制度構築に伴うコンサルティング業務

委託代金額 別紙のとおり

国立大学法人東北大学 理事 佃良彦（以下「甲」という。）と、石寄・山中総合法律事務所 弁護士 石寄信憲（以下「乙」という。）との間において、上記委託代金額で次の条項によって契約を結ぶものとする。

第1条 甲は乙に対し、別紙仕様書に記載の業務を委託し、乙はこれを受託するものとする。

第2条 業務の実施場所は、東北大学本部事務機構が指定する場所とする。

第3条 契約期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

第4条 乙は、業務実施の内容を記載した業務報告書を毎月末締めで取りまとめ、東北大学人事企画部人事給与課労務管理係に送付するものとする。

第5条 委託代金の支払いは毎月払込とし、甲が乙の適法な請求書を受理した月の翌月25日までに1回に支払うものとする。

第6条 委託代金の請求書は、別紙の各項目の単価に実績数を乗じて算出した内訳書を添付し、東北大学財務部調達課調達係に送付するものとする。

第7条 乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第8条 乙が故意又は過失、その他乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

第9条 乙は、この契約により生ずる権利または義務を、甲の書面による承諾を得ずして、第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただしあらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

第10条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、及び契約の締結又は履行について不正な行為があったときは、本契約を解除することができる。

第11条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人東北大学が定めた役務提供請負契約基準によるものとする。

第12条 この契約に関する訴えの管轄は、東北大学所在地を管轄区域とする仙台地方裁判所とする。

第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

平成29年 月 日

甲 宮城県仙台市青葉区片平二丁目1番1号
国立大学法人東北大学 理事 佃 良彦

乙 東京都中央区八重洲二丁目8番7号
石寄・山中総合法律事務所 弁護士 石寄信憲

別紙

支 払 内 訳

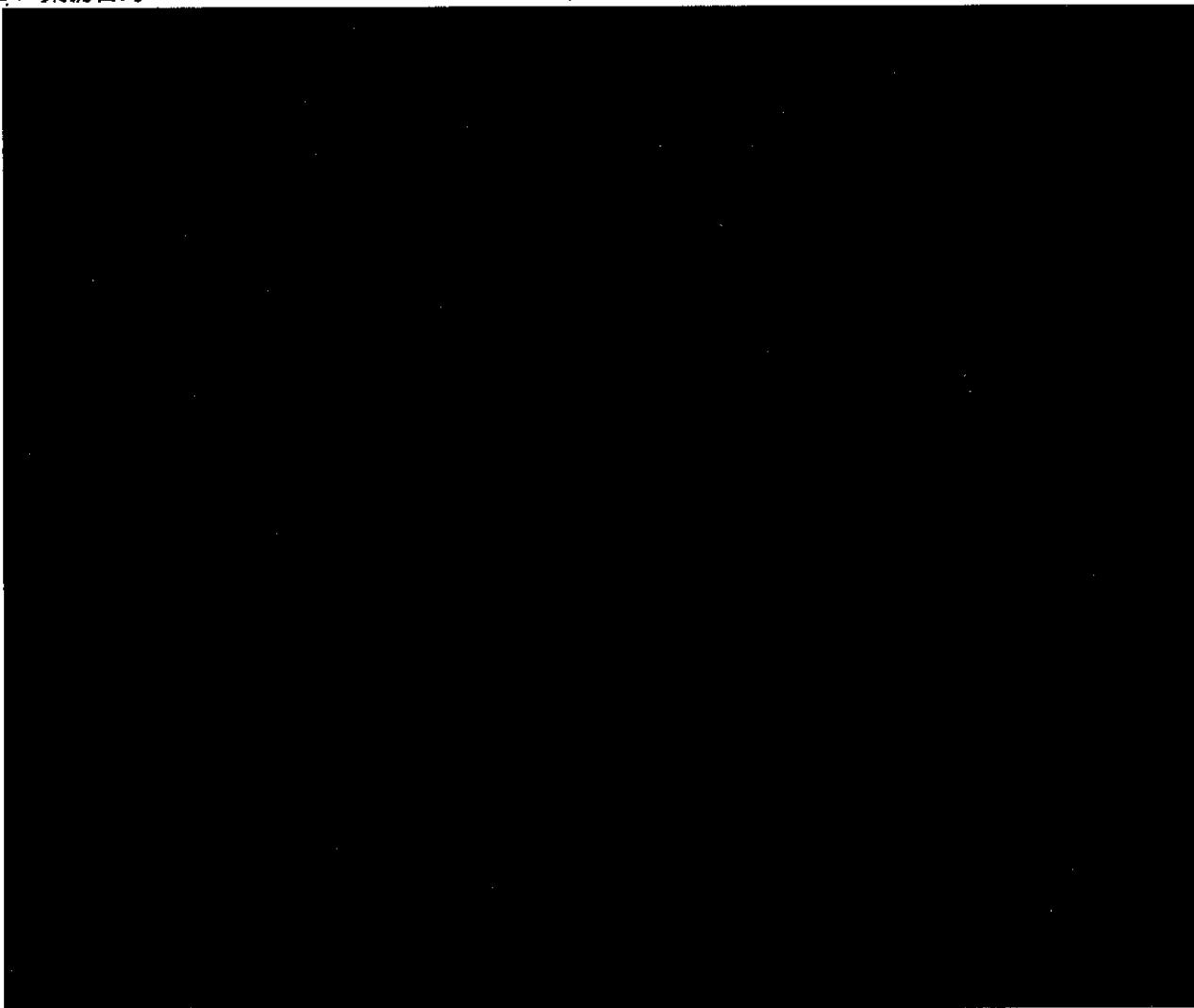
項目	単位	金額	うち消費税額及び地方消費税額	備考
1. コンサルティング業務	1月当たり	円	円	
2.		円	円	
3. 交通費	1人1回当たり	円	円	東京↔仙台往復 (仙台市内交通費を含む)。

仕様書

1. 件名

人事・労務管理制度構築に伴うコンサルティング業務

2. 業務目的



3. 業務期間 平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日

4. 業務内容



[REDACTED]

5. 業務完了報告

- 1) 受託者は、毎月の業務が完了したときは、速やかに、受託者所定の報告書を4. 2) に示す場所に提出すること。
- 2) 業務報告書の提出場所は以下のとおりとする。

宮城県仙台市青葉区片平2-1-1
本学人事企画部人事給与課労務管理係

6. その他

- 1) 受託者は、業務実施に当たり知り得た情報を業務以外の目的に使用し、又は、第三者に漏えいしてはならない。
- 2) この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の間で協議して定めるものとする。

隨 意 契 約 理 由 書

件 名 人事・労務管理制度構築に伴うコンサルティング業務

相手方 石寄・山中総合法律事務所

理 由 石寄・山中総合法律事務所は、集団労使紛争解決の実績や労使交渉・労働組合との団体交渉の経験が豊富であり、労働に関する諸問題に精通した専門性の高い弁護士を有している。

今後、改正労働契約法への対応のため

同事務所のコンサルティングが必要不可欠であるため、契約を締結するものである。